

○国立大学法人上越教育大学教員選考手続細則

(平成16年7月20日細則第37号)

最終改正 平成27年3月20日細則第10号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程(平成16年規程第58号)に基づく教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の選考並びに大学院学校教育研究科修士課程の研究指導及び授業科目の担当教員(以下「修士課程担当教員」という。)又は大学院学校教育研究科専門職学位課程の授業科目の担当教員(以下「専門職学位課程担当教員」という。)の認定に係る審査を適正かつ円滑に行うために必要な手続について定める。

(選考又は審査の時期)

第2条 教員の選考は、原則として採用し、又は昇任させようとする日の3月前までに行うものとする。

2 修士課程担当教員又は専門職学位課程担当教員の認定に係る審査は、その必要が生じたとき速やかに行うものとする。

(意見聴取等)

第3条 学長は、教員の選考及び大学院担当教員の認定に係る審査(以下「教員の選考等」という。)に関し、学系長及び教務委員会委員長に意見を聴くものとする。

2 専攻長、学校教育実践研究センター長、保健管理センター所長、情報メディア教育支援センター長、心理教育相談室長、特別支援教育実践研究センター長及び国際交流推進センター長は、教員の配置に関し要望があるときは、学系長に申し出るものとする。

3 学系長は、教員の配置に関し要望があるときは、別記第1号様式の教員配置要望書により学長に提出するものとする。

(選考開始の発議)

第4条 学長は、教員の選考等を開始する必要があると認めるときは、教育研究評議会の議に付し行うものとする。

(教員選考委員会の設置)

第5条 学長は、前条の規定により、選考を開始したときは、教授会(学長、副学長及び教授を構成員とする。以下、次項及び第10条を除き同じ。)に教員選考委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

2 学長は、前項の規定により委員会を設置したときは、教授会に報告するものとする。

(候補者の募集方法等)

第6条 教員選考委員会委員長(以下「委員長」という。)は、教員候補者を募集するに当たっては、別記第2号様式の教員募集計画書を学長に提出して行うものとする。

(大学院担当教員の適否)

第7条 委員会は、修士課程担当教員の適否の審査を次の各号のいずれかに掲げる評語により行うものとする。

(1) 研究指導及び授業科目の担当適格者 ㊦

- (2) 研究指導の補助及び授業科目の担当適格者 合
- (3) 授業科目の担当適格者 可
- (4) 担当不適格者 不

2 委員会は、専門職学位課程担当教員の適否の審査を次の各号のいずれかに掲げる評語により行うものとする。

- (1) 授業科目の担当適格者 可
 - (2) 担当不適格者 不
- (選考結果の報告)

第8条 委員長は、選考が終了したときは、選考の経過及び結果を次の各号に掲げる教員審査報告書により速やかに学長へ報告しなければならない。

- (1) 委員会規程第4条の選考 別記第3号の1様式
- (2) 委員会規程第4条の2の選考 別記第3号の2様式

2 教員候補者、修士課程担当教員又は専門職学位課程担当教員として適格者（以下「教員候補者等」という。）の報告を行うときは、当該教員候補者等の履歴書、教育研究業績書及びその他選考に必要な資料を添付して行うものとする。

(教授会及び教育研究評議会への付議等)

第9条 学長は、前条の規定により、教員候補者等の報告を受けたときは、教授会及び教育研究評議会に対し、教員の選考等を付議又は報告するものとする。

2 教授会における教員候補者等の決定は、記名投票によって行うものとする。ただし、第11条の規定に基づく選考又は審査を経て決定を行う場合はこの限りではない。

(教授会及び役員会への報告)

第10条 学長は、教員候補者等（非常勤講師候補者等を除く。）が決定したときは、教授会及び役員会に報告するものとする。

(連合学校教育学研究科教員資格者の取扱い)

第11条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合研究科」という。）の主指導教員資格者の修士課程担当教員の認定に係る審査（教員の選考を伴う場合を除く。）については、学長が指名した副学長、連合研究科副研究科長及び教務委員会委員長で構成する担当分野等確認審査会を教員選考委員会とみなし、委員長は学長が指名した副学長をもって充て、第5条、第7条第1項及び第8条の規定を適用する。

2 連合研究科の指導教員資格者について、准教授の選考又は修士課程担当教員の第7条第1項第2号に係る審査を行う場合においては、前項に規定する担当分野等確認審査会を教員選考委員会とみなし、選考又は審査を行うことができることとし、前項と同様に関係規定を適用する。

(非常勤講師候補者等の取扱い)

第12条 非常勤講師候補者等の選考については、各非常勤講師候補者等を採用しようとする各専攻の専攻会議、教務委員会及び教員免許状更新講習実施委員会を教員選考委員会とみなし、委員長は専攻長、教務委員会委員長及び教員免許状更新講習実施委員会委員長をもって充て、関係規定を準用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育実践研究センター又は情報メディア教育支援センターの客員研究員の選考については、それぞれ学校教育実践研究センター運営委員会又

は情報メディア教育支援センター運営委員会を教員選考委員会とみなし、委員長は当該運営委員会委員長をもって充て、関係規定を準用することができる。

(選考制限)

第13条 委員会、教授会又は教育研究評議会において、教員候補者等として不適格と判定された者は、その日から1年を経過した後でなければ、同一職名による選考の対象とすることができない。

(準用)

第14条 第3条から第5条まで及び第8条から第10条までの規定は、教員の選考等に該当しない教育研究業績の審査を必要とする教員の人事に関して準用することができる。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、教員の選考手続に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この細則は、平成16年7月20日から施行する。

2 この細則の施行の際、現に行われている教員の選考については、第4条、第5条及び第7条から第11条までの規定を適用する。

附 則 (平成19年細則第8号 (平成19年3月13日))

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年細則第22号 (平成20年5月14日))

この細則は、平成20年5月14日から施行する。

附 則 (平成21年細則第5号 (平成21年3月22日))

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年細則第13号 (平成25年7月10日))

この細則は、平成25年7月10日から施行する。

附 則 (平成26年細則第13号 (平成26年3月24日))

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年細則第21号 (平成26年5月14日))

この細則は、平成26年5月14日から施行する。

附 則 (平成27年細則第10号 (平成27年3月20日))

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

教 員 配 置 要 望 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

学系長
氏 名 ㊟

下記のとおり教員の配置について要望します。

担 当 予 定 授 業 科 目 名	区 分	授 業 科 目 の 名 称		授 業 方 法 及 び 単 位 数
	大 学 院			
	学 部			
任 用 予 定 時 期		任 用 予 定 職 名	教 授 准 教 授 講 師 助 教 助 手 そ の 他 ()	
学 系		大 学 院 担 当 教 員 適 否 の 審 査	㊟ 合 可	
専 攻 ・ コ ー ス 等		専 門 分 野		
要 望 理 由				
募 集 方 法	<input type="checkbox"/> 採 用 (公 募)		<input type="checkbox"/> 昇 任	
	(理 由)			
	(公 募 条 件)			
当 該 学 系 の 委 員 候 補 者				

- 備考 1 「要望理由」欄には、専攻・コース等の目的及び配置しようとする教員の役割についても記載すること。
- 2 「募集方法」欄の「(公募条件)」欄は、公募の場合に記載すること。

別記第2号様式（第6条関係）

教 員 募 集 計 画 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

教員選考委員会委員長

印

下記のとおり教員の募集を計画しましたので提出します。

担 当 予 定 授 業 科 目 名	区 分	授 業 科 目 の 名 称		授 業 方 法 及 び 単 位 数
	大 学 院			
	学 部			
任 用 予 定 時 期			任 用 予 定 職 名	教 授 准 教 授 講 師 助 教 助 手 そ の 他 ()
学 系			専 門 分 野	
専 攻 ・ コ ー ス 等				
募 集 方 法	<input type="checkbox"/> 採 用 (公 募) <input type="checkbox"/> 昇 任			
	(理 由)			
	(公 募 条 件) 応 募 資 格 締 切 日 提 出 書 類 書 類 提 出 先 問 い 合 わ せ 先 そ の 他			
備 考				

別記第3号の1様式（第8条関係）

修士課程担当教員審査報告書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

教員選考委員会委員長

印

1 教員選考委員会の構成

委員長名		副委員長名	
委員名			

2 教員候補者

現 職			
ふりがな 氏 名		男 女	年 月 日 (生 歳)

3 審査結果

担当予定授業 科目名	区 分	授業科目の名称	授業方法及び単位数
	大学院		
	学 部		
任用予定時期	年 月 日	任用予定 職 名	教授 准教授 講師 助教 助手 その他 ()
学 系		専門分野	
専 攻・ コース等			
決定をした日	年 月 日		
出 席 委 員	人 (欠席者)		
上記修士課程授業科目の判定結果	合 合 可 不		

4 選考経過等

(1) 選考の目的

(2) 選考経過の概要

(3) 審査の概要

決定期理由

別記第3号の2様式（第8条関係）

専門職学位課程担当教員審査報告書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

教員選考委員会委員長



1 教員選考委員会の構成

委員長名		副委員長名	
委員名			

2 教員候補者

現 職			
ふりがな 氏 名		男女	年 月 日 (生 歳)

3 審査結果

担当予定授業 科目名	区 分	授業科目の名称		授業方法及び単位数	
	大学院				
	学 部				
任用予定時期	年 月 日		任用予定 職 名	教授 准教授 講師 助教 助手 その他 ()	
学 系			専門分野		
専 攻・ コース等					
決定をした日	年 月 日				
出 席 委 員	人 (欠席者)				
判定 結果	臨床共通科目 コース別選択科目(学校支援プロジェクト科目) 実 習 科 目(学校支援フィールドワーク)			可	不
	コース別選択科目 (プロフェッショナル科目)			可	不

4 選考経過等

(1) 選考の目的

(2) 選考経過の概要

(3) 審査の概要

決定期理由